

電気需給約款

【低 圧】

[東京電力管内]

2019年3月1日実施

鈴木商事株式会社

電気需給約款目次

I. 総則	4
1. 適用	4
2. 定義	4
3. 単位および端数処理	5
4. 本約款に定めのない事項	6
II. 契約について	6
5. 需給契約の申込み	6
6. 契約期間	6
7. 電気需給契約の単位	6
8. 供給の開始および単位	7
III. 契約種別および料金	7
9. 契約種別	7
10. 料金等	7
IV. 料金の算定および支払	8
11. 料金の適用開始の時期	8
12. 検針日	8
13. 料金の算定期間	8
14. 使用電力量の計量	9
15. 料金の算定	9
16. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	10
17. 料金その他支払方法	10
18. 債権譲渡に関する特則	11
V. 使用および供給	12
19. 需要場所への立入りによる業務の実施	12
20. 電気の使用にともなうお客さまの協力	12
21. 供給の停止	13
22. 供給停止の解除	13
23. 供給停止期間中の料金	13
24. 損害賠償	13
25. 損害賠償の免責	13
26. 設備の賠償	14
27. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	14

28. 違約金	14
VI. 契約の変更および終了	15
29. 電気需給契約の変更	15
30. 名義の変更	15
31. お客さまによる電気需給契約の終了	16
32. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算	16
33. 当社による電気需給契約の解約等	16
34. 電気需給契約終了後の債権債務関係	17
VII. 工事および工事費の負担金	17
35. 需給地点および施設	17
36. 供給開始にもなう工事費の負担	17
37. 契約変更にもなう工事費等負担	17
38. 設備の位置変更にもなう工事費等負担	18
39. 契約電力変更後に本契約を解約または契約電流、契約容量を再変更する場合の工事費等負担	18
VIII. 保安	18
40. 調査に対するお客さまの協力	18
41. 保安等に対するお客さまの協力	18
IX. その他	18
42. 反社会的勢力の排除	18
43. 管轄裁判所	19
44. 本約款の実施期日	19
別表	20
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	20
2. 燃料費調整	20
3. 使用電力量の協定	23
4. 日割計算の基本算式	24
5. 従量電灯 B 料金表	25
6. 従量電灯 C 料金表	26
7. 低圧電力料金表	26
8. 需給契約書の作成	27
9. 需要場所	27
10. 契約種別	28

I. 総則

1. 適用

- (1) 当社がお客さまに低圧で電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電気需給約款【低圧】東京電力管内（以下「本約款」といいます。）によります。
- (2) 本約款は、当社の供給区域である以下の地域に適用します。ただし、離島は除きます。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害する恐れがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間、または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします）をいいます。

(14) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(16) 一般送配電事業者

本約款1条(2)に定める地域において一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。

(17) 託送供給約款

一般送配電事業者が電気事業法の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款をいいます。

(18) 需要場所

別表9（需要場所）に定める需要場所をいいます。

3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。た

だし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、消費税等相当額の端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

4. 本約款に定めのない事項

本約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約について

5. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式に記載される必要事項を明らかにして、当該様式によって申込みをしていただきます。申込みにあたり、お客さまは、本約款第 37 条乃至第 40 条に定める工事費の負担の他、一般送配電事業者の託送供給約款で定める需要者に関する事項について遵守して頂きます。
- (2) 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (3) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準により、電気需給契約の申込みを承諾できない場合があります。

6. 契約期間

- (1) 契約期間は、電気需給契約に別段の定めがない限り、電気需給契約が成立した日から、需給開始日から 1 年を経過した日までといたします。ただし、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに電気需給契約の終了通知が無い場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (2) 本約款の更新にもなう供給条件の説明、契約更新前の書面交付および契約更新後の書面交付については、以下の各号の場合に応じて、以下のとおりとすることについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明については、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示することによりお客様の閲覧に供する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明事項は当該更新後の新たな契約期間のみとし、契約更新前の書面交付は行いません。
 - ロ 契約更新後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載します。

7. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1 需要場所について、1 電気需給契約を結びます。

ただし、電灯または小型機器と動力を合せて使用する需要の場合、別表10（契約種別）に定める従量電灯のうちの1契約種別および低圧電力についての複数の電気需給契約を締結することができます。なお、契約書の作成については、別表8（需給契約書の作成）に定めるとおりとします。

8. 供給の開始および単位

(1) 供給の開始

- ①一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ②当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、当社は、一般送配電事業者と調整のうえ、需給開始日を定めたうえでお客さまに通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- ③当社は、当社と一般送配電事業者との調整、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社はお客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

(2) 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給致します。

- ①共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます）による引込みで電気を供給する場合であって、当社が同意する場合。
- ②その他技術上、経済上やむをえない場合であって、当社が同意する場合

III. 契約種別および料金

9. 契約種別

契約種別は別表10（契約種別）のとおりといたします。

10. 料金等

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 従量電灯B

基本料金は、1月につき別表5（従量電灯B料金表）(1)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、別表5（従量電灯B料金表）(2)を適用します。

ロ 従量電灯C

基本料金は、1月につき別表6（従量電灯C料金表）(1)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、別表6（従量電灯C料金表）(2)を適用します。

ハ 低圧電力

基本料金は、1月につき別表7（低圧電力料金表）(1)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、別表7（低圧電力料金表）(2)を適用するとともに、夏季に使用された電力量には夏季料金率を、その他季に使用された電力量にはその他季料金率をそれぞれ適用いたします。

また、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

IV. 料金の算定および支払

11. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

12. 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

13. 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、検針日に応じて当社が定めた料金算定起算日（当社があらかじめお知らせする毎暦月の一定の日）から次の料金算定起算日の前日までの期間（以下「料金の算定期間」といいます）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給

契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の料金算定起算日の前日までの期間または直前の料金算定起算日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

(3) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

14. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、料金の算定期間の末日の属する月の翌月にお知らせいたします。

①使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。

②計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 3（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

15. 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始しまたは電気需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするとき

は、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

16. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、料金の算定期間の末日[の属する月の末日]といたします。ただし、本約款 14 条②の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) お客さまへのご請求は、料金の算定期間の末日の属する月の翌月に使用電力量の通知とともにを行います。
- (3) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。
- (4) お客さまは、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまには当社が別に定める手数料を支払っていただきます。
- (5) お客さまの料金は、当社が請求を行った月の末日（以下「支払期日」といいます）までに支払っていただきます。ただし、請求を行った月の末日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます）に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。
- (6) お客さまが料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、請求料金に対して、法令に違反しない限度において、年率 10 パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

17. 料金その他支払方法

料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまには以下のいずれかの方法にて支払って頂きます。なお、支払方法については、当社が指定することがあります。

- (1) Tカード プラス(スマイルパーソナル)又はスマイルパーソナルカードによる場合
Tカード プラス(スマイルパーソナル)又はスマイルパーソナルカードで料金をお支払いいただく場合は当社所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。料金は、本約款第 16 条(5)の規定にかかわらず、当社が請求を行った月の 27 日にお客さまと株式会社アプラスとの間で定める規定にしたがってお支払いいただきます。なお、株式会社アプラスの審査によりクレジットカードでのお支払いが認められない場合がございます。その場合は、その旨をお知らせするとともに、当社の指定し

た方法にて本約款第 16 条 (5) に定める支払期日までに料金をお支払いいただきます。

(2) 口座振替による場合

お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振込手数料は当社が負担いたします。ただし、お客さまの都合により支払期日にお客さまの口座から料金が引き落せなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払込みにより料金をお支払いいただきます。なお、この場合のお支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(3) 本条(1)以外のクレジットカードによる場合

お客さまが指定するクレジットカードで料金をお支払いいただく場合は、当社所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただき、当社は通知いただいたクレジットカードの情報（カード名義、カード番号、カード有効期限等）を登録します（以下、当該カードを「登録カード」といいます）。料金はお客さまと当該クレジットカード会社との間で定める会員規約等にしたがって本約款第 16 条 (5) に定める支払期日までにお支払いいただきます。クレジットカード会社の審査により、クレジットカードでのお支払いが認められない場合がございます。その場合は、その旨をお知らせするとともに、当社の指定した方法にて支払期日までに料金をお支払いいただきます。クレジットカードの会員番号等に変更があった場合は、当社に新たに申込書を記入のうえ提出してください。お客様から当社に対し登録カードを変更する旨のお申し出がない限り、当該クレジットカードにより料金をお支払いいただきます。なお、当社がクレジットカード会社から、カード再発行等により当該クレジットカードのカード番号・カード有効期限が変更された旨の通知を受けた場合、当該再発行カードを登録カードとして料金をお支払いいただきます。

18. 債権譲渡に関する特則

- (1) 当社代理店を通じて料金等をお支払いいただくお客さまは、当社が料金債権等を、当社が定める第三者（以下「代理請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社及び代理請求事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- (2) 上記(1)の規定により譲渡する債権に関する取扱いは、第 16 条及び第 17 条にかかわらず、お客さまと代理請求事業者の定めるところによるものとします。
- (3) お客さまは、当社が上記(1)の規定により代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報（代理請求事業者がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定め

るものに限ります。)を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

- (4) お客さまは、当社が上記(1)の規定に基づき代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(お客様から代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を代理請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

V. 使用および供給

19. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由が無い限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の検針または計量値確認
- (4) 本約款第 21 条、第 32 条(2)または第 34 条により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

20. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害する恐れがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

21. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

22. 供給停止の解除

本約款第 21 条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつその事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

23. 供給停止期間中の料金

本約款第 21 条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款第 15 条(2)により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

24. 損害賠償

(1) 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社はお客さまに対してその賠償責任を負います。

(2) お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

25. 損害賠償の免責

(1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 本約款 27 条(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、

当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (3) 本約款 21 条によって電気の供給を停止した場合、または本約款 34 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことができない事由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

26. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合
修理費
- (2) 紛失または修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工事費の合計額

27. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 非常変災の場合
 - ハ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

28. 違約金

お客さまが 21. (供給の停止) (2)ロに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送供給約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額は、違約金としてお客さまから申し受けます。

VI. 契約の変更および終了

29. 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、1ヵ月前までに、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。当社は、お客さまの変更の申込みを受けた上で、承諾するか否かをその任意の裁量により決定し、お客さまに通知致します。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じて変更後の本約款および変更の効力発生日をお客さまにあらかじめお知らせいたします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当該変更後の消費税等相当額および消費税率に関する規定に基づき電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。当社は、変更された税率について本条(2)に定める手続に従って本約款を変更いたします。
- (4) 本約款の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付については、以下の各号の場合に応じて、当該各号に定める方法および内容により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項は当該変更をしようとする事項のみとします。
 - ロ 契約変更後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) (4)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

30. 名義の変更

相続その他の原因によって新たなお客さまがそれまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。なお、この場合、本約款第5条(2)および(3)の規定を準用し、同条(3)に定める基準に合致しないときは名義変更を承諾できない場合があります。

31. お客さまによる電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるために必要な処置を行います。
- (2) 電気需給契約は、本約款第 34 条に規定する場合または次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。
 - ロ 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
 - ハ お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な処置を行います。この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日とします。

32. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

33. 当社による電気需給契約の解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

- (1) 本約款第 21 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までに

その理由となった事実を解消されない場合

- (2) お客様が、本約款第 31 条(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) 支払期日を 40 日経過してもお客様が料金を支払われない場合
- (4) 支払期日を 40 日経過してもお客様が当社との他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払われない場合
- (5) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（損害賠償額、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (6) お客様が以下のいずれかに該当した場合
 - イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ハ 支払停止の状態に陥った場合
 - ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - ホ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - ヘ お客様が当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
 - ト お客様が本約款、託送供給約款または法令・条例・規則等に違反した場合

34. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII. 工事および工事費の負担金

35. 需給地点および施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、託送供給約款における供給地点といたします。

36. 供給開始にともなう工事費の負担

本契約に基づく供給開始に当たって、当社が一般送配電事業者からお客様にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様に事前にその工事費等を負担していただきます。

37. 契約変更にともなう工事費等負担

お客様の契約電流、契約容量または契約電力の変更により、当社が一般送配電事業者から工事費の費用負担を求められた場合には、お客様に事前にその工事費を負担していただきます。

38. 設備の位置変更にもなう工事費等負担

お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

39. 契約電力変更後に本契約を解約または契約電流、契約容量を再変更する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電流、契約容量または契約電力を変更した上で、途中で本契約を解約または変更した当該契約電流、契約容量または契約電力を途中で再度変更した結果、当社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまに事前にその工事費を負担していただきます。

VIII. 保安

40. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成後、すみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。

41. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その他お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX. その他

42. 反社会的勢力の排除

(1) お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員、実質的

役員、経営関与者またはこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ① 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ④ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的もしくは詐術的な言動を行い、暴力を用いまたは相手方の権利を侵害する行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いる等して相手方または第三者の信用を毀損しまたはその業務を妨害する行為。
- ⑤ 反社会的勢力を相手方の支配域内に立ち入らせる行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、これにより被った損害、損失または費用等について、当該相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。また、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

43. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については静岡地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

44. 本約款の実施期日

本約款は2019年3月1日より施行するものとします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係わる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、かつ 66,300 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合
平均燃料価格は 66,300 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算出された燃料費調整単価を

適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
-------------	----------

3. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

次のいずれかによって算出いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

4. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- イ 基本料金を日割する場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

- ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割する場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 本約款第 15 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第 15 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算出いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 本約款第 15 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(ロ) 本約款第 15 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにおける料金の算定期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の料金算定起算日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合

終了日の直前の料金算定起算日から、当社が次回の料金算定起算日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ただし、当社は、日割計算をする場合に必要に応じてそのつど計量値の確認をすることができるものとします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5. 従量電灯 B 料金表

(1)基本料金

契約電流 20 アンペア	525 円 60 銭
契約電流 30 アンペア	792 円 40 銭
契約電流 40 アンペア	1,051 円 20 銭
契約電流 50 アンペア	1,332 円 97 銭
契約電流 60 アンペア	1,618 円 00 銭

(2) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円43銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円20銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円40銭

6. 従量電灯C料金表

(1) 基本料金

契約容量1キロボルトアンペアにつき	250円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円42銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円00銭

7. 低圧電力料金表

(1) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	995円00銭
---------------	---------

(2) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円80銭	15円26銭

8. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

9. 需要場所

(1) 1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入できない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は 1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ)各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

10. 契約種別

(1) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は 20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。

(ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ハ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格

電流に基づき、以下の算定式により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 低圧電力

イ 適用範囲 動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります

ハ 契約電力

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。